

# 特定健診・特定保健指導が実施されることになったワケ

**1** 増え続ける医療費の多くを占めるのは生活習慣病

→ 医療費の約5割はがん、心臓病や脳卒中などの循環器病、糖尿病及びその合併症（腎臓病など）

**2** 生活習慣病となる危険は、危険因子が重なるごとに増大（右図）

→ 内臓脂肪型肥満（内臓脂肪）に起因したメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が問題

**3** メタボリックシンドロームの予防・解消で生活習慣病は効果的に予防できる

→ メタボリックシンドロームに着目した健診で対象者を選定し、保健指導により、健康的な生活習慣の定着を図る

とくに循環器病が増えています



危険因子が重なるほど…



**目標★**平成27年度までに、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を平成20年度比で25%減少させる

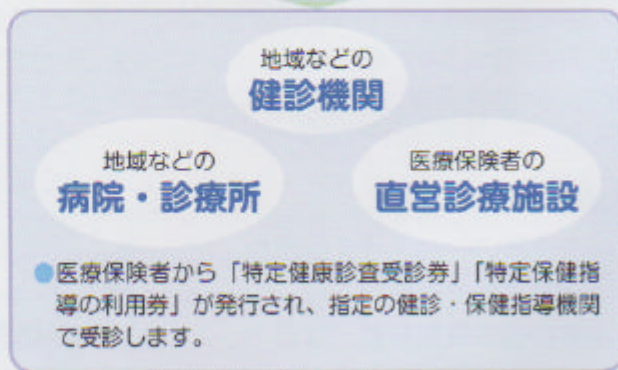
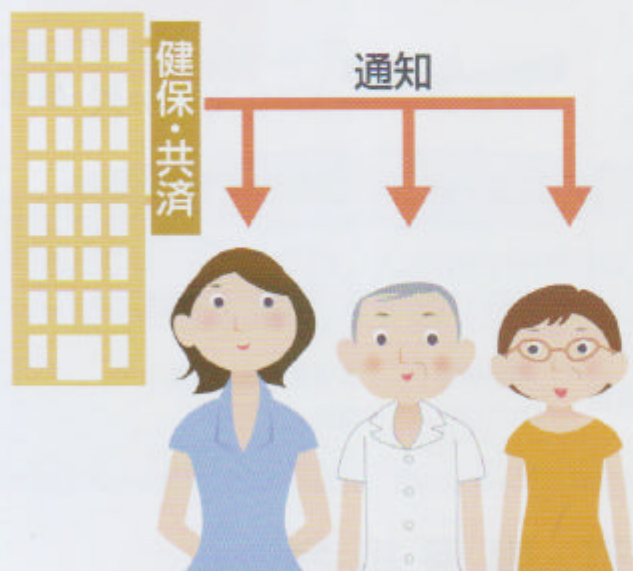
## 健診の受け方はどう変わる？

40歳～74歳までの方を対象として、1年に1回実施されます。医療保険者が委託契約した健診・保健指導機関で受診することになります。これまで受診機会の少なかった被扶養者（家族）の方々へは、これまでの健診受診の実態把握を行って、受診場所・受診方法等、受診しやすい提供体制を整えます。



40～74歳の被扶養者の方

健診を受診



健診・保健指導委託契約

医療保険者

健診・保健指導の受診先を案内